

一般事業主行動計画の公表について

医療法人杏林会は、次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を公表いたします。

次世代育成支援対策法とは？

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、平成17年4月1日から10年間かけて集中的かつ計画的に取り組んでいくためにつくられたものです。

一般事業主行動計画とは？

企業が、子育てをしている労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などを行うために策定する計画です。

【 行 動 計 画 】

1. 計画期間 2021年4月1日～2023年3月31日

2. 計画内容

目標1：これまで推進してきたワークライフバランスの更なる拡充と定着はもとより、安心と自己実現の達成できる職場づくり、女性が活躍できる職場づくりへ向け、職員から意見をくみ取る仕組みづくりと整備している諸制度の周知徹底のため研修を実施する。

(対策)

- | | |
|-------------------------|----------------|
| ●ヘルシーワークプレイス委員会の開催 | 開始時期：2021/4/1～ |
| ●委員会からの提案の実現 | 開始時期：2021/6/1～ |
| ●子育てに資する諸手当等制度のリーフレット作成 | 開始時期：2022/4/1～ |
| ●ハラスメント相談の充実 | 開始時期：2021/4/1～ |
| ●子育て支援に資する手当の見直し | 開始時期：2022/4/1～ |

目標2：非正規職員の正職員採用、短時間正職員制度、男性の育児休業取得を促進する

(対策)

- | | |
|--|----------------|
| ●計画期間中の非正規職員の正職員採用1名以上、男性の育児休暇取得1名以上を目標とし、啓発を行う。 | 開始時期：2021/4/1～ |
| ●子育て世代のみでなく、自己実現のための短時間正職員制度利用者1名以上を目標とし、制度の見直し、啓発を行う。 | 開始時期：2021/4/1～ |

目標3：育児休暇取得中の職員の復職支援の充実を図る

(対策)

- 育児休暇取得中の全体メールの発信による、法人内情報を発信 開始時期：2021/10/1～
- 復職時の柔軟な働き方の実現のため面談の実施 開始時期：2021/10/1～
- 休暇取得中の不安の聞き取りを行う 開始時期：2021/10/1～